

ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定の締結について

2025 年 4 月 28 日

荒川区

東京電力パワーグリッド株式会社上野支社

荒川区（区長：滝口 学）と東京電力パワーグリッド株式会社上野支社（支社長：中島 宏幸、以下「東電PG」）は、本日、「ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しました。

本協定は、荒川区におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、環境・エネルギーの分野において、相互の連携を強化することにより、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現およびレジリエンスの強化に資することを目的としています。

荒川区は、2021年6月に、2050年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、この実現に向け区民や事業者の協力のもと、区全体で温室効果ガス排出量の削減および脱炭素社会の実現の取り組みを進めてまいります。

東京電力グループは「2050年におけるエネルギー供給由来のCO2排出実質ゼロ」という目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要の更なる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、荒川区とともに具体的に以下の連携を進めてまいります。

＜連携事項＞

- 省エネ推進に向けた取組に関すること
- 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
- 脱炭素に向けたエネルギーへの転換（再生可能エネルギーにより発電された電気の使用等）に関すること
- 地域の防災機能強化等レジリエンスの強化に関すること
- EV 普及に向けたインフラ整備の取組に関すること
- 環境エネルギー教育等を通じた啓発活動に関すること
- その他、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること

荒川区および東電PGは、本協定の締結を契機に、様々な分野で連携を図ることで、荒川区のゼロカーボンシティ実現、レジリエンスの強化に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

＜別紙1＞ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定書

＜別紙2＞荒川区と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

＜別紙3＞荒川区と東京電力パワーグリッドの連携協定書締結式

本発表内容に関する報道関係者の問合せ先

東京電力パワーグリッド株式会社上野支社地域担当 TEL：03-6375-3550

ゼロカーボンシティの実現に向けた共創推進に関する連携協定書

荒川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、ゼロカーボンシティの実現に向けて、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、共創（「共に考え、共に創る」ことをいう。以下、同じ。）により、再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、共創するものとする。

- （1） 省エネ推進に向けた取組に関すること
 - （2） 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
 - （3） 脱炭素に向けたエネルギーへの転換（再生可能エネルギーにより発電された電気の使用等）に関すること
 - （4） 地域の防災機能強化等レジリエンスの強化に関すること
 - （5） EV普及に向けたインフラ整備の取組に関すること
 - （6） 環境エネルギー教育等を通じた啓発活動に関すること
 - （7） 前各号に掲げるもののほか、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組に関すること
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の規定により実施する業務の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲又は乙から本協定を更新しない旨の申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定による連携事項の検討及び実施により甲又は乙から知り得た秘密情報（甲又は乙が秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）を、法令に基づく場合を除き、書面による事前承諾（電子メール等の電磁的記録を含む。）なしに、第三者に開示し、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、本協定の失効後も、なお効力を有するものとする。

（法令の遵守）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙が本協定の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲と乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通ずつ保有する。

令和7年4月28日

甲：東京都荒川区荒川二丁目2番3号
荒川区
代表者
荒川区長 滝口 学



乙：東京都台東区竜泉二丁目18番6号
東京電力パワーグリッド株式会社
上野支社
支社長 中島 宏幸





【連携協定の目的】

- 再生可能エネルギー等の利活用、脱炭素に向けたエネルギーへの転換等の施策を継続的に推進
- 「ゼロカーボンシティの実現」および「レジリエンスの強化」により、環境にやさしく災害に強いまちづくり



連携事項

省エネ推進・脱炭素化

- ① 省エネ推進に向けた取組に関すること
- ② 再生可能エネルギー等の地産地消、面的利用等の推進に関すること
- ③ 脱炭素に向けたエネルギー転換（再エネ発電）に関すること
- ④ EV普及に向けたインフラ整備の取組に関すること

レジリエンスの強化

- ⑤ 地域の防災機能強化等レジリエンスの強化に関すること

環境学習の充実

- ⑥ 環境エネルギー教育等を通じた啓発活動に関すること



荒川区と東京電力パワーグリッドの連携協定書締結式



【写真左から東京電力パワーグリッド 中島上野支社長、荒川区 滝口区長】